

企業立地関連手続ハンドブック

北海道経済部
平成17年12月

はじめに

～ 企業立地ワンストップサービス体制について～

道では、北海道での企業立地をお考えの企業の皆さまの利便性の向上を図るために、工場等の立地に伴う諸手続きを含めた、企業立地に関する相談窓口を「企業立地総合支援室」に一元化する「企業立地ワンストップサービス」を始めました。

このサービスは、企業の皆さまからの工場立地に伴う関係法令に係る諸手続きを含めたご相談を、本庁と各支庁に設置した「企業立地総合支援室」で一元的に承り、必要な手続きなどについてお答えする仕組みです。

この度、ワンストップサービス体制構築の一環として、工場立地に係る諸手続きや関係機関を記載した「企業立地手続きハンドブック」を作成しましたので、ご活用願います。

「企業立地総合支援室」設置箇所	所在地	電話番号
北海道経済部産業立地課内	札幌市中央区北3西6	011(204)5324
北海道石狩支庁経済部商工労働観光課内	札幌市中央区北3西7	011(231)4111 内 34-425
北海道渡島支庁経済部商工労働観光課内	函館市美原4・6・16	0138(47)9462
北海道檜山支庁経済部商工労働観光課内	江差町字陣屋町 336・3	0139(52)6642
北海道後志支庁経済部商工労働観光課内	倶知安町北1東2	0136(23)1363
北海道後志支庁小樽商工労働事務所内	小樽市富岡1・14・13	0134(22)5525
北海道空知支庁経済部商工労働観光課内	岩見沢市 8条西5	0126(20)0064
北海道上川支庁経済部商工労働観光課内	旭川市永山6・19・1・1	0166(46)5944
北海道留萌支庁経済部商工労働観光課内	留萌市住之江町2・1・2	0164(42)8441
北海道宗谷支庁経済部商工労働観光課内	稚内市末広4・2・27	0162(33)2925
北海道網走支庁経済部商工労働観光課内	網走市北7西3	0152(41)0636
北海道胆振支庁経済部商工労働観光課内	室蘭市幸町9・11	0143(24)9590
北海道日高支庁経済部商工労働観光課内	浦河町栄丘東通5 6	0146(22)9282
北海道十勝支庁経済部商工労働観光課内	帯広市東3南3	0155(26)9046
北海道釧路支庁経済部商工労働観光課内	釧路市浦見2・2・54	0154(43)9182
北海道根室支庁経済部商工労働観光課内	根室市常盤町3・28	0153(23)6829

企業立地に係る関係法令及び届出等の時期

	関係法令等	道（支庁）への申請・届出の時期	ページ
工業団地に立地の場合	工場立地法	90 日前届出 →	1
	建築基準法	21 日前（7 日） 建築確認申請 →	3
	大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、北海道公害防止条例	60 日前届出 →	5
	騒音規制法、振動規制法、北海道公害防止条例	30 日前届出 →	7
	国土計画利用法	売買等契約後 14 日以内に届出 →	9

申請・届出の時期については、市町村の審査時間も必要ですので、当該関係法令のページで再度確認してください。

	関係法令等	道（支庁）への申請・届出の時期	ページ
工業団地以外に立地の場合	都市計画法	事前相談 事前手続き 開発許可申請 →	10
	森林法	事前打合せ 開発許可申請 →	12
	農地法	農地転用許可申請（市街化区域内は事前に届出）→	13
	農業振興地域の整備に関する法律 （通称：農振法）	市町村による状況の泊 市町村による変更案作成・公告 農業振興地域整備計画の変更に係る道への協議 →	14
	自然環境等保全条例	事前相談 審査 開発許可申請 →	15
	環境影響評価制度	環境影響評価の実施 審査 事業計画決定 →	16

	参 考 事 項	ページ
その他参考	都市計画制度について	17
	河川・海岸・港湾の使用	19
	廃棄物の処理について	20
	会社設立の手続き	21
	中小企業の相談窓口	22
	企業立地促進条例に基づく助成制度	24
	連絡先	本庁・支庁連絡先
	土木現業所連絡先	26
	市町村連絡先	28

工場立地法の手続きについて

概要

工場の立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地法により、特定の業種・規模の工場（特定工場）について新設等を行う場合、届出が必要となります。

1 特定工場とは

工場立地法の対象となる特定工場は、次のとおりです。

(1) 業種

製造業、電力供給業（水力、地熱発電を除く）、ガス供給業、熱供給業

(2) 規模

敷地面積 9,000 m²以上又は建築面積 3,000 m²以上

2 特定工場に該当する場合の守るべき要件

(1) 生産施設面積

敷地面積に対する生産施設面積の割合を、15%から40%以下とすることが必要です（割合は業種により異なります）。

生産施設 製造工程を形成する機械・装置が設置されている建築物等

(2) 緑地面積率

敷地面積に対する緑地面積の割合を20%以上とすることが必要です。

緑地面積 樹木が育成する10m²を超える土地、10m²あたり高木1本以上あるいは、20m²あたり高木1本以上及び低木20本以上、低木・芝等で覆われた10m²以上の土地の面積

(3) 環境施設面積率

敷地面積に対する環境施設面積の割合を25%以上とすることが必要です。

環境施設面積 テニスコートなどの環境施設の面積と緑地面積を合わせた面積

摘要

- ・工場立地法施行（昭和49年）前に立地している工場については、経過措置があります。
- ・特定工場の設置場所によって、工業団地の特例措置や工業集合地の特例措置により、緩和される場合があります。

3 届出の必要な場合

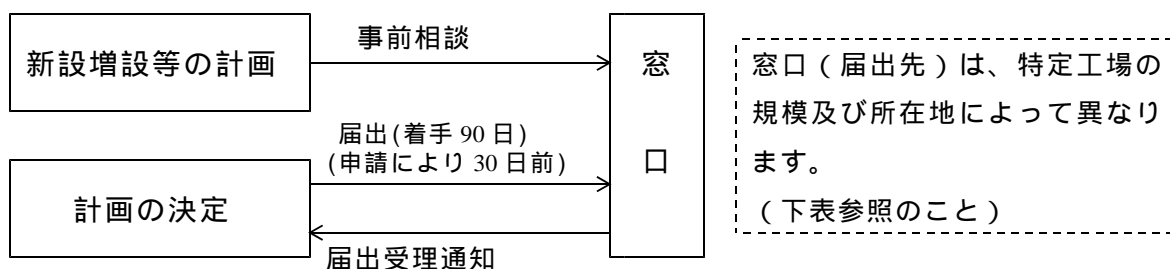
(1) 特定工場を新設または、変更しようとする場合

届出は、工事着手の90日(申請により30日)前までに、行うことが必要です。

(2) 届出者の名称等や住所の変更を行った場合

(3) 譲渡や相続又は合併により届出者の地位の承継をした場合

4 届出の流れ



5 問合せ先(届出先)

札幌市内	札幌市経済局産業振興部産業誘致担当課(電話 011-211-2362)	
札幌市以外	敷地面積 5 万㎡以上	北海道経済部産業立地課管理調査グループ (電話 011-231-4111 内線 26-863)
	敷地面積 5 万㎡未満	支庁経済部商工労働(観光)課又は小樽商工労働事務所(資料1参照)

[届出時期\(目次\)に戻る](#)

建築確認手続きについて

概要

建物を新築、増改築などをする際には、事前に建築主事又は国土交通大臣等が指定した民間の指定確認検査機関から確認済証の交付を受けなければ工事に着手することができません。

また、工事が完了したときは、建築主事又は指定確認検査機関の検査を受け、検査済証の交付を受けなければ、原則として建物を使用することはできません。

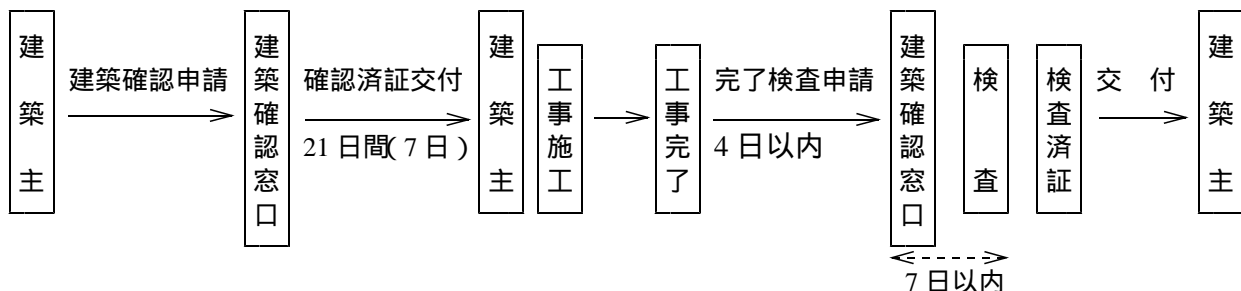
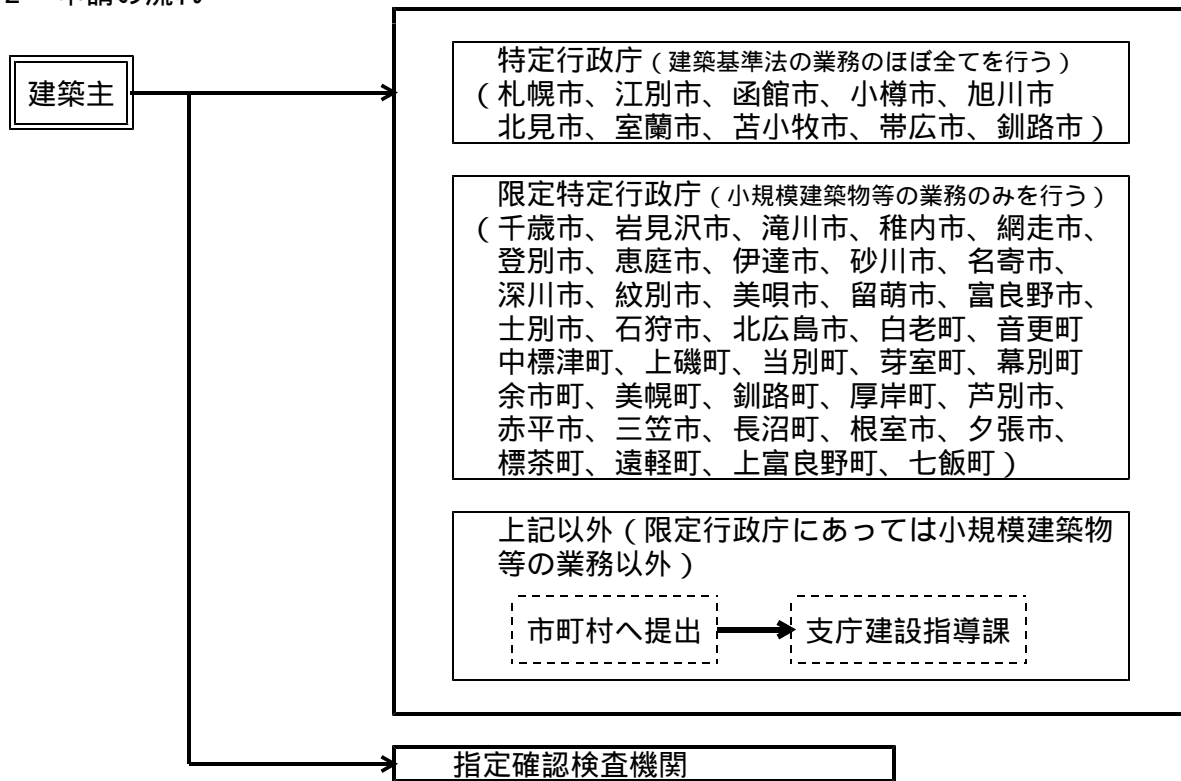
建築主事の確認を受けるには、必要な図面を添えた申請書を建設地の市役所・町村役場へ提出します。申請書は、建築物の規模等に応じ、支庁又は市町村の建築主事の審査を受け、内容が法令に適合しているときは、申請者に確認済証が交付されます。

なお、指定確認検査機関に申請する場合は、各機関に問い合わせてください。

1 建築確認が必要な場合

- (1) 新築しようとするとき
- (2) 増築、改築、移転をしようとするとき
- (3) 大規模の修繕、大規模の模様替えをしようとするとき
- (4) 集会場、病院、ホテル、旅館、共同住宅、物品販売店舗、飲食店など特殊建築物に用途を変更しようとするする場合で床面積が100㎡を超えるとき

2 申請の流れ



3 その他

建築場所によって、都市計画法や農地法などの許可が必要となる場合があるほか、公共性の高い建築物については、ハートビル法による基準への適合業務や北海道福祉のまちづくり条例に基づく届出が必要となる場合があります。

4 問合せ先

市 町 村 役 場 (資料 3 参照)
支庁経済部建設指導課 (資料 1 参照)
北海道建設部建築指導課建築基準グループ (電話 011-231-4111 内線 29-476)

[届け出時期\(目次\)に戻る](#)

公害防止に係る手続きについて

概要

公害（大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動）を発生するおそれのある施設を設置する場合は、事前に届出が必要になる場合があります。

この届出は、法令に基づくものと北海道公害防止条例によるものがあります。

1 大気汚染に関するものについて

(1) 大気汚染防止法によるもの

ばい煙発生施設、特定粉じん発生施設を設置する場合は、工事着手予定日の60日前までに届出が必要です。

一般粉じん発生施設を設置する場合は、工事着手日以前に届出が必要です。

特定粉じん排出作業等をする場合は、作業開始日の14日前までに届出が必要です。

対象施設等

ばい煙発生施設	ボイラー、廃棄物焼却炉、乾燥炉、ディーゼル機関など
一般粉じん発生施設	鉱物又は土石の堆積場、ベルトコンベア、破碎機など
特定粉じん発生施設	石綿を含む製品の製造機械など
特定粉じん排出等作業	吹付け石綿が使用されている建築物の解体や改造等の作業

注) 電気事業法に規定される電気工作物、ガス事業法に規定されるガス工作物、鉱山保安法に規定される工作物等であるばい煙発生施設については、大気汚染防止法の定めによらず、各法の定めによる手続きが必要となります。

問合せ先（届出先）

札幌市、旭川市、函館市、室蘭市、苫小牧市、小樽市（資料3参照）
（ただし、室蘭市、苫小牧市、小樽市への届出は工場に設置される場合を除く。）

支庁環境生活課（資料1参照）

注) 電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に係るものは、北海道産業保安監督部が窓口となります。

(2) 北海道公害防止条例によるもの

ばい煙発生施設、粉じん発生施設を設置する場合は、工事着手予定日の60日前までに届出が必要です。

対象施設

ばい煙発生施設	アンモニア系肥料製造用の合成施設など
一般粉じん発生施設	原材料等置場、製粉機、チッパーなど

問合せ先（届出先）

札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、苫小牧市
（資料3参照）

支庁環境生活課（資料1参照）

(3) ダイオキシン類対策特別措置法によるもの

特定施設を設置する場合は、工事着手予定日の60日前までに届出が必要です。

対象施設等(例)

特定施設	廃棄物焼却炉、製鋼用電気炉、アルミニウム合金製造施設など
------	------------------------------

問合せ先(届出先)

札幌市、函館市、旭川市(資料3参照)
支庁環境生活課(資料1参照)

2 水質汚濁に関するものについて

(1) 水質汚濁防止法によるもの

特定施設、有害物質使用特定施設を設置して公共用水域(河川、湖沼又は海域等)に水を排出する場合、または地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等(これを処理したものを含む。)を含む水を浸透させる場合は、工事着手日の60日前までに届出が必要です。

対象施設(例)

特定施設	汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるもの
有害物質使用特定施設	有害物質を製造、使用または処理する特定施設

問合せ先(届出先)

札幌市、函館市、旭川市(資料3参照)
支庁環境生活課(資料1参照)

(2) 北海道公害防止条例によるもの

汚水等排出施設を設置する場合は、工事着手予定日の60日前までに届出が必要です。

対象施設

汚水等排出施設	し尿施設(豚・鶏関係)、木材等製造用の湿式ドラムパーカ及び碎木機
---------	----------------------------------

問合せ先(届出先)

札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、苫小牧市(資料3参照)
支庁環境生活課(資料1参照)

(3) ダイオキシン類対策特別措置法によるもの

特定施設を設置する場合には、工事着手予定日の60日前までに届出が必要です。

対象施設(例)

特定施設	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設、クラフトパルプ製造に供する塩素漂白施設、PCB処理施設など
------	--

問合せ先(届出先)

札幌市、函館市、旭川市(資料3参照)
支庁環境生活課(資料1参照)

3 悪臭に関するもの

(1) 悪臭防止法によるもの

悪臭防止法では、工場や事業場などの事業活動に伴って発生する悪臭の排出を規制しており、アンモニア、メチルメルカプタンなど22物質が特定悪臭物質として指定されています。同法には届出の規定はありませんが、同法に基づく規制地域内での工場等における事業活動に伴って排出される特定悪臭物質の濃度が規制基準に適合しない場合に、市町村長による改善勧告、改善命令がなされる場合があります。(札幌市については、特定悪臭物質の濃度規制ではなく、臭気指数規制を導入しています。)

(2) 北海道公害防止条例によるもの

悪臭発生施設を設置する場合は、設置の工事開始日の60日前までに届出が必要です。

対象施設(例)

悪臭発生施設	飼料又はし尿施設(豚・鶏関係)、肥料製造の鶏ふん乾燥施設など
--------	--------------------------------

問合せ(届出先)

札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、苫小牧市 (資料3参照)

支庁環境生活課(資料1参照)

4 騒音・振動に関するもの

(1) 騒音規制法によるもの

騒音規制法に基づく規制地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする場合は、設置の工事開始日の30日前までに届出が必要です。

対象施設(例)

特定施設	金属加工機械、建設用資材製造機械、木材加工機械など
------	---------------------------

問合せ先(届出先): 市町村(資料3参照)

(2) 振動規制法によるもの

振動規制法に基づく規制地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする場合は、設置の工事開始の日の30日前までに届出が必要です。

対象施設(例)

特定施設	金属加工機械、圧縮機、木材加工機械など
------	---------------------

問合せ先(届出先): 市町村(資料3参照)

(3) 北海道公害防止条例によるもの

騒音発生施設、振動発生施設を設置する場合は、設置の工事開始日の30日までに届出が必要です。

対象施設(例)

騒音発生施設	金属加工用圧延機械、空気圧縮機、破砕機、木材加工機械など
振動発生施設	金属加工用プレス、破砕機、コンクリートブロックマシンなど

問合せ先(届出先): 市町村(資料3参照)

5 問合せ先(届出先)

市 町 村(資料3参照)
支庁地域政策部環境生活課(資料1参照)
北海道環境生活部環境室環境保全課大気環境グループ (電話011-231-4111 内線24-266)
北海道環境生活部環境室環境保全課水環境グループ (電話011-231-4111 内線24-274)

[届け出時期\(目次\)に戻る](#)

国土利用計画法に基づく届出について

概要

一定面積以上の土地取引には、国土利用計画法に基づく届出が必要です。

土地売買等の契約を締結した場合、土地を取得した方は契約を締結した日から2週間以内に（契約を締結した日を含む）土地の所在地、面積、利用目的や取引価格などを記入した届出書に、土地売買契約書の写しなどの必要な書類を添付して、土地の所在する市町村役場に届け出てください。

1 届出の必要な土地取引

(1) 取引の形態

売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、共有持分の譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権・買戻権等の譲渡（これらの取引の予約である場合も含まれます。）

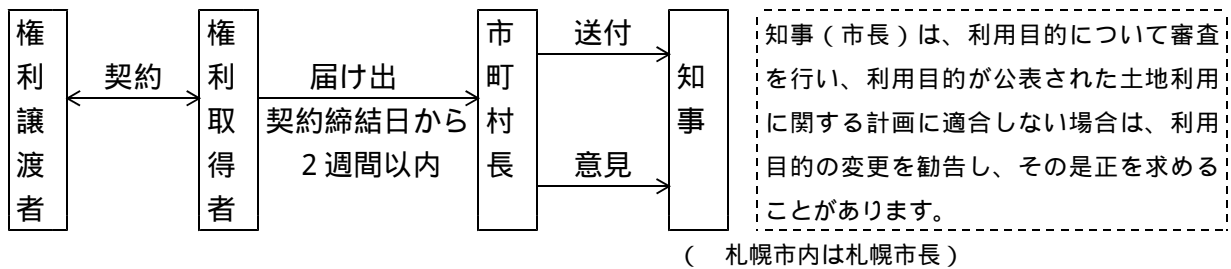
(2) 取引の規模

市街化区域	2,000㎡以上
市街化区域を除く都市計画区域	5,000㎡以上
都市計画区域以外の区域	10,000㎡以上

(3) 一団の土地取引

個々の面積は小さくても、権利取得者（売買の場合であれば買い主）が権利を取得する土地の合計が上記の面積以上となる場合には届け出が必要です。

2 手続きの流れ



3 問合せ先（届出先）

市町村（資料3参照）
支庁地域政策部地域政策課（資料1参照）
北海道企画振興部計画室土地水調整グループ（電話 011-231-4111 内線 23-739）

[届け出時期\(目次\)に戻る](#)

開発許可申請手続きについて

概要

都市計画法において「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいいます。開発行為をしようとするときは、事前に許可が必要になります。

特定工作物とは

特定工作物	
第一種特定工作物	コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラント、危険物の貯蔵又は処理に供する工作物など周辺の地域の環境の悪化をもたらすおそれがある工作物
第二種特定工作物	ゴルフコース、野球場、庭球場、陸上競技場、遊園地、動物園、その他の運動・レジャー施設、墓園などのうち、その規模が1ha以上の大規模な工作物

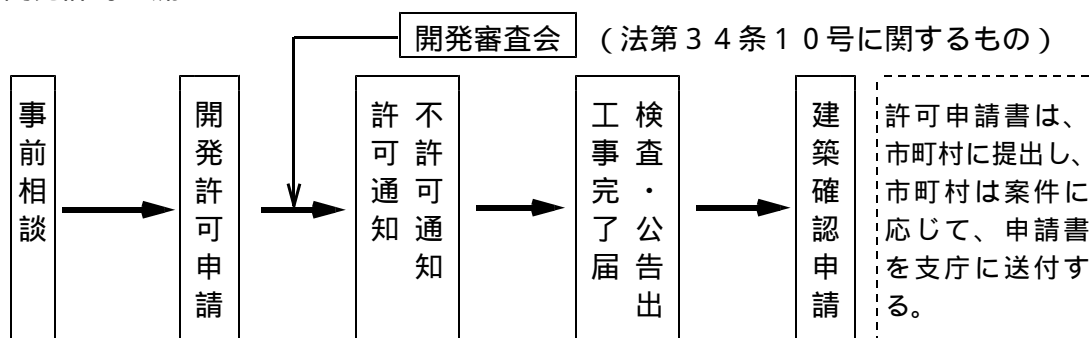
1 開発許可申請が必要な場合

開発許可申請が必要となる面積は、市街化区域では1,000㎡以上、市街化調整区域ではすべて、非線引都市計画区域及び準都市計画区域では3,000㎡以上、都市計画区域外の区域では10,000㎡以上の規模の開発行為を行う場合、許可が必要となります。

なお、次表に掲げるものについては、開発許可は不要です。

市街化区域	1,000㎡未満の開発行為
準都市計画区域、未線引都市計画区域	3,000㎡未満の開発行為
市街化区域以外の区域	農林漁業用建築物などが目的のもの
都市計画区域及び準都市計画区域外の区域	10,000㎡未満の開発行為
公益上必要な建築物	
国、都道府県などが行うもの	
都市計画事業	
土地区画整理事業	
市街地再開発事業	
住宅街区整備事業	
公有水面埋立事業	
非常災害応急措置	
通常管理行為など	

2 開発許可の流れ



都市計画法第34条第1号から第9号までに該当しない開発行為については、個別的にその目的、規模、位置等を検討し、周辺の市街化を促進する恐れがなく、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不相当であると認められるものについては、開発審査会の議を経て許可することができます。

なお、詳細については、最寄りの支庁又は市町村等にお問い合わせ下さい。

3 申請先

申請書は、市町村役場に提出することになりますが、許可・不許可に係る審査・決定は、原則として、知事が行います。ただし、次の市町においては、市町長が行います。(市街化調整区域の開発行為で、北海道開発審査会の議を必要とするもの以外)

札幌市、旭川市、函館市、小樽市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、網走市、苫小牧市、江別市、名寄市、千歳市、富良野市、登別市、北広島市、石狩市、上磯町、大野町、七飯町、森町、長万部町、美瑛町、白老町、音更町、芽室町、幕別町(市町名は平成17年12月現在)

4 問合せ先

市 町 村 (資料3参照)
支庁経済部建設指導課 (資料1参照)
北海道建設部都市環境課事業調整グループ (電話 011-231-4111 内線 29-564)

[届け出時期\(目次\)に戻る](#)

森林を開発する場合の手続きについて

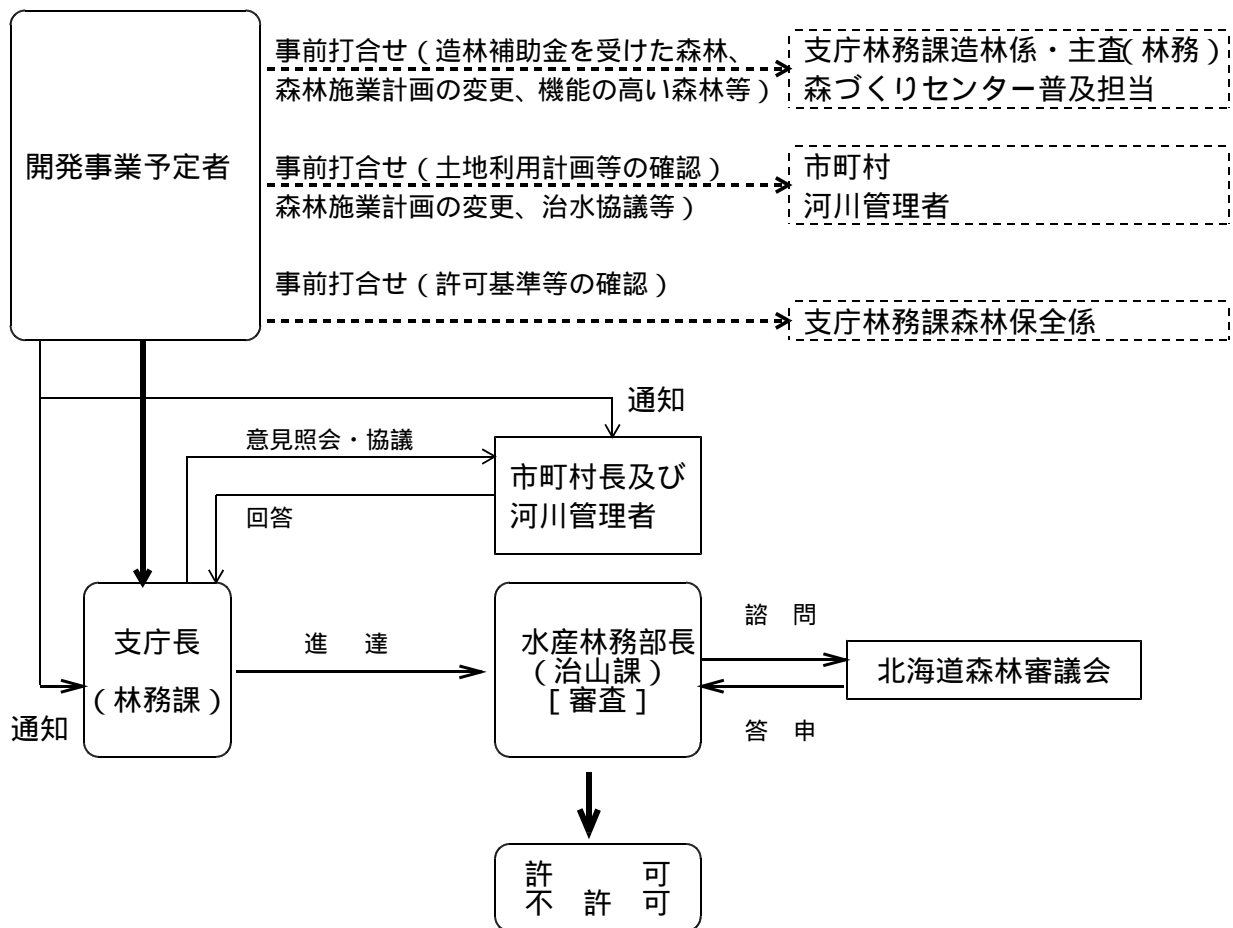
概要

森林内において、農用地、宅地等の造成のように土地の形質の変更を必要とする開発行為(保安林等を除く民有林で1 haを超えるもの。)を行おうとするときは、森林の有する機能を阻害しないよう適正に行うため、知事の許可が必要です。

1 開発許可申請が必要な場合

開発許可申請は、保安林等を除く民有林について、1 ha を超えて開発する場合に必要なになります。

2 許可・不許可の決定までの手順(20ha以上の開発行為)



3 申請先：支庁経済部林務課（資料1参照）

4 問合せ先（申請先）

支庁経済部林務課（資料1参照）

北海道水産林務部治山課森林保全グループ（電話 011-231-4111 内線 28-681）

[届け出時期\(目次\)に戻る](#)

農地を転用する場合の手続きについて

概要

農地を宅地、工場敷地、道路などに転用したり、転用目的で売買や賃貸借をするには、事前に知事（4 ha を超えるときには農林水産大臣）の許可が必要です。

ただし、市街化区域内の農地を転用する場合には、事前に市町村農業委員会に届出をすれば、よいことになっています。

なお、許可を受けずに転用すると、農地法違反となり、農地の権利取得の効力が生じないだけでなく、工事の中止・現状回復等が命じられたり、罰則が適用されることもありますので注意してください。

1 農地の区分と転用の基準

農地の転用については、農地の区分に応じた制限があります。

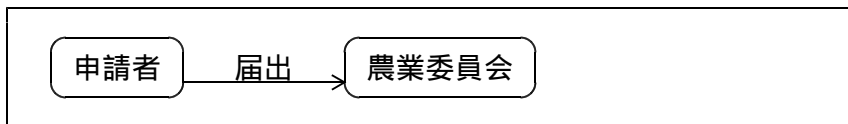
農用区域内農地	
甲種農地	農地転用は原則として不可
第1種農地	
第2種農地	農地転用は、周辺の他の土地に立地することができない場合等は可
第3種農地	農地転用は原則として可

2 手続きの流れ

(1) 市街化区域内にある農地の場合

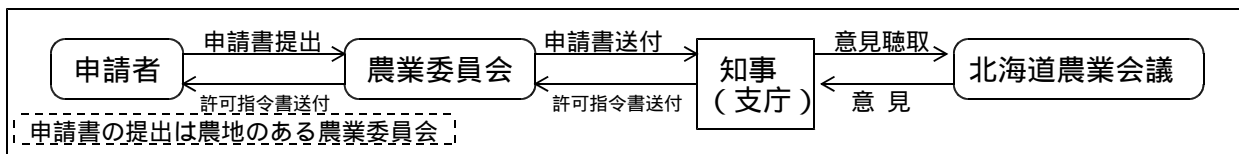
農業委員会への届出が必要です。

適法な届出を行わないと農地の権利取得の効力は発生しません。



(2) 市街化区域外にある農地の場合

転用面積が4 ha 以下の場合、知事の許可（注）が必要です。（許可申請から許可までの標準処理期間は2ヶ月）

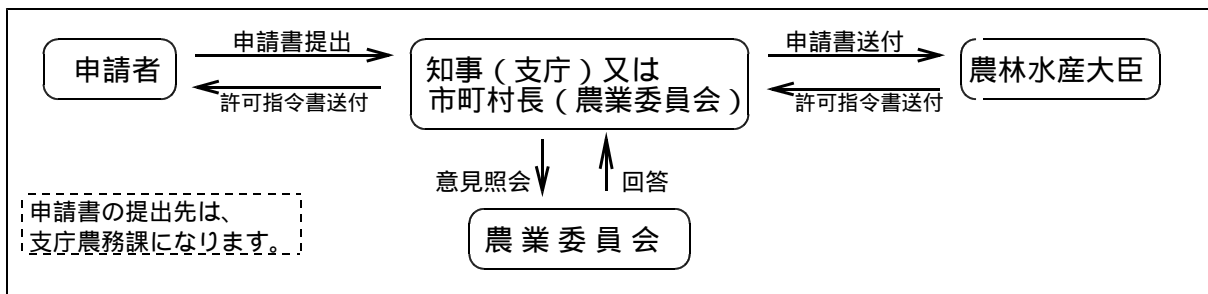


（注）2ha 以下の農地転用については、知事の許可権限の市町村への移譲により、市町村長（農業委員会へ委任した場合は農業委員会）が行うこととなっている場合があります。

権限移譲を受けている市町村については、道の農地調整課のホームページで確認するか、転用しようとする農地のある支庁又は市町村へ問い合わせして下さい。

転用面積が4 ha を超える場合は、農林水産大臣の許可が必要となります。（許可申請から許可までの標準処理期間は2ヶ月3週間）

転用目的で農地を取得しようとする事業者は、農地の所有者と交渉に入る前に転用候補地の転用の可否等について事前審査を申し出ることができます。（事前審査申出制度）



4 問合せ先（届出・申請先）

市町村（資料3参照）農業委員会
支庁農業振興部農務課（資料1参照）
北海道農政部農地調整課農地利用調整グループ（電話 011-231-4111 内線 27-218）

[届け出時期\(目次\)に戻る](#)

農用地区域の土地利用について

概要

「農業振興地域の整備に関する法律」の規定に基づき、農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画で設定した農用地区域内の土地を、住宅や工場など非農業的な利用に供する場合には、その土地が農用地区域から除外される必要があります。

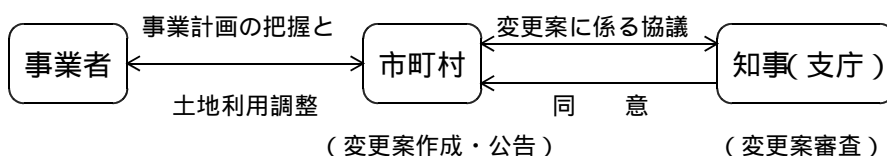
1 農業振興地域整備計画の変更について

農用地区域は、市町村が策定する「農業振興地域整備計画」中の「農用地利用計画」に具体的に設定されています。農用地区域内でやむを得ず農業以外の土地利用を図ることとなった場合は、あらかじめ市町村が、この土地農用地区域から除外した内容となるよう、農業振興地域整備計画の変更を行うこととなります。

2 農用地区域からの除外の要件

- (1) 他に適当な土地がない(代替性)
- (2) まとまって存在する農用地を分断しない、あるいは、農作業を行う上で支障がないなど、農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがない(集団性、効率性)
- (3) 用排水路などの施設の利用に支障を及ぼすおそれがない
- (4) 農業の生産性を向上させるために行った事業が完了してから8年以上経過している

3 農業振興地域整備計画変更に係る手続きの流れ



- (1) 市町村が、変更しようとする旨を公告し、整備計画の変更案を変更しようとする理由を記載した書面を添えて、公告の日から30日間縦覧に供する。(この間、市町村の住民からの意見書の提出を受ける。)
- (2) (1)の公告満了の日の翌日から15日間、当該農用地区域内の所有者等による異議申出期間を設ける。
- (3) 異議申出に対する処理を終えた時点で、市町村は知事(支庁長)に対し整備計画の変更について協議する。
- (4) 知事は、協議のあった内容について審査し、市町村に対し回答する。
- (5) 知事から同意の回答を得たときは、市町村は、整備計画を変更した旨を、(1)の縦覧期間中に市町村の住民から提出された意見書の要旨及びその処理の結果を併せて公告するとともに、変更後の整備計画を縦覧に供する。

4 問合せ先(協議先)

市町村(資料3参照)
支庁農業振興部農務課(資料1参照)
北海道農政部農地調整課農地利用調整グループ(電話 011-231-4111 内線 27-218)

[届け出時期\(目次\)に戻る](#)

特定の開発行為の手続について

概要

無秩序な開発による災害を未然に防止し、自然環境の適正な保全を図るため、都市計画法や宅地造成規制法等の法令の規制を受けない開発行為については、北海道自然環境等保全条例に基づく開発許可制度が設けられています。

1 対象となる特定開発行為

この条例の許可の対象となる特定の開発行為とは、次の ~ に掲げる行為で、1 ha 以上の一団の土地について行われるものをいい、条例で規定する他法令の規制や、国、市町村等が行う特定の開発行為を除きます。

- ゴルフ場の建設
- スキー場の建設
- 遊園地の建設
- 宅地（工場用地、資材置場を含む。）の造成
- 土石の採取
- ゴルフ場等に類する施設の建設（アーチェリー場、車両競走場、乗馬場、射撃場、ゴルフ練習場、キャンプ場、テニス場、野球場その他の運動競技場）

2 許可の流れ

行為の規模が20ha未満は支庁で、20ha以上は本庁で処理されます。

・次表中---> は、本庁で処理する案件の流れを示します。（通知等は支庁を経由します。）

	事業主	支庁(20ha 未満)	本庁(20ha 以上)	市町村
事前相談	→	----->	----->	・ 予め、計画について市町村に相談してください
事前審査申出 (事前審査申出書及び添付図書の提出)	→	↓ [審査] ↓ [結果通知] ←	↓ [審査] ↓	
許可申請 (許可申請書及び添付図書の提出)	→	↓ [審査] ↓ [許可・不許可通知] ←	↓ [審査] 諮問 → 北海道特定開発行為審査会 ↓ [答申] ----->	・ 支庁から市町村長の意見を聴取します。

・標準処理（審査）期間は、20ha 未満で 30 日、20ha 以上は 90 日です。

3 問合せ先（申請先）

支庁地域政策部環境生活課（資料 1 参照）
北海道環境生活部環境政策課環境審査グループ（電話 011-231-4111 内線 24-233）

[届け出時期\(目次\)に戻る](#)

環境影響評価制度について

概要

環境影響評価制度とは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者が、その事業が環境に及ぼす影響について、公害や自然環境等の対象項目ごとに、事前に調査、予測、評価等を行ってその結果を公表し、道、市町村、道民等が参加する一連の手続きを通じて必要な環境保全措置の内容を検討して、事業に反映させるための仕組みです。

環境影響評価制度には、国が「環境影響評価法」により国の許認可等の関与がある大規模な事業を対象にするものと、道が「環境影響評価条例」により、国が対象としていない事業や国の規模より小さな事業を対象とするものがあります。

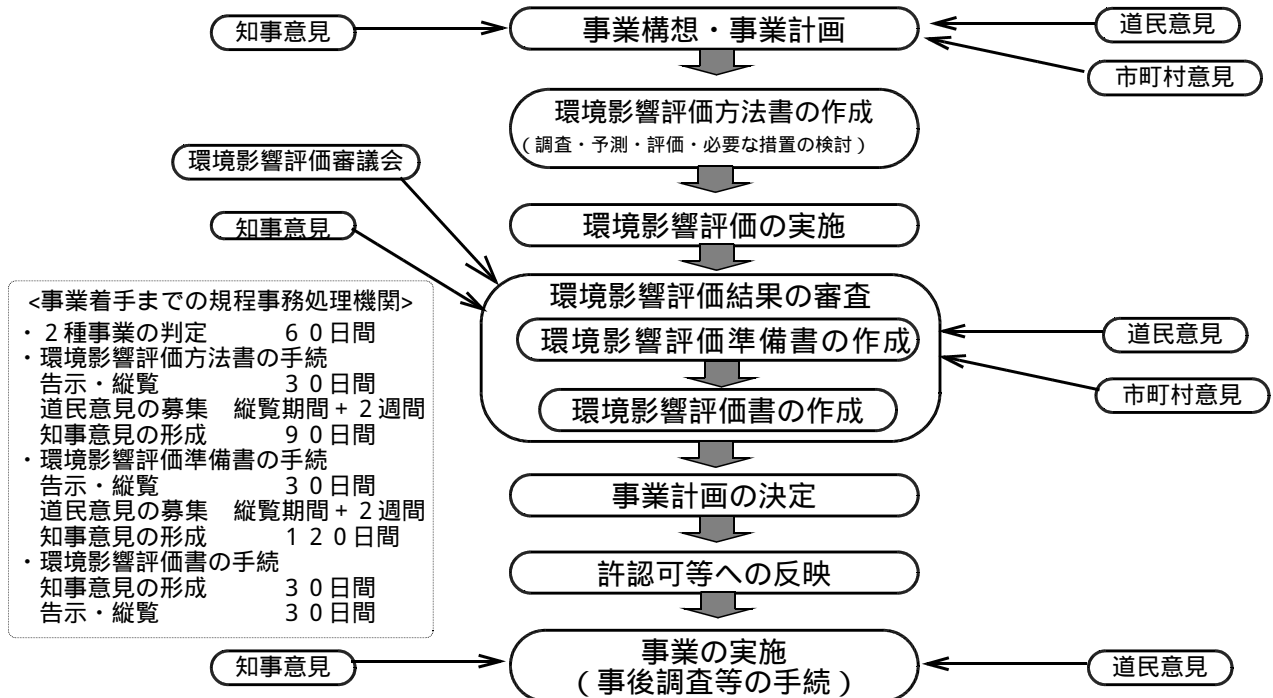
1 手続きの対象となる事業(条例)

手続きの対象となる事業には、必ず環境影響評価を行う「第1種事業」と環境影響評価を行うかどうかを判定する手続きを行う「第2種事業」があります。

手続きの対象となる事業のうち工場等の建設に係るものは次のとおりです。

事業の種類等	第1種事業	第2種事業
・発電所	水力発電所	出力 30,000 KW以上
	火力発電所	出力 150,000 KW以上
	地熱発電所	出力 10,000 KW以上
・廃棄物処理施設	最終処分場	埋立面積 30 ha以上
	その他の処理施設	敷地面積 30 ha以上
・土地区画整理事業	面積 100 ha以上	50 ha以上100 ha未満
・流通業務団地造成事業	面積 100 ha以上	50 ha以上100 ha未満
・工業団地造成事業	面積 100 ha以上	50 ha以上100 ha未満
・レクリエーション施設	面積 100 ha以上	50 ha以上100 ha未満
・複合事業	面積 100 ha以上	50 ha以上100 ha未満
・上記のほか建築物その他工作物の新設又は増改築を目的として行われる一連の土地の形状の変更		面積 50 ha以上

2 手続きの流れ(条例)



3 問合せ先

北海道環境生活部環境室環境政策課環境審査グループ (電話 011-231-4111 内線 24-234)

[届け出時期\(目次\)に戻る](#)

(参考)

都市計画制度について

概要

都市計画は、まちづくりの基本的な構想に基づき、土地利用、都市施設、面的整備などの計画を総合的・一体的に定めるものです。この計画に基づいて、まちづくりを規制・誘導するとともに、整備事業を実施して、住みよいまちをつくりあげていきます。この都市計画の内容、決定手続、都市計画制限、都市計画事業などについて定めているのが、都市計画法です。

1 都市計画区域

都市計画区域とは、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、都市計画法等の規制を受ける土地の範囲のことです。

都市計画区域ごとに各種の都市計画が定められ、それにもとづいて土地利用の規制や都市計画事業等が実施されます。

北海道では、196市町村のうち103の市と町で都市計画区域を指定しております。

2 市街化区域と市街化調整区域

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画に「市街化区域」と「市街化調整区域」の区分を定めることができます。

区 分		概 要
都市 計 画 区 域	線引	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに市街地を形成している区域と概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。 ・用途地域等の地域地区によって、建築物の用途や規模の規制、誘導が行われています。
	市街化調整区域	<ul style="list-style-type: none"> ・市街化を抑制すべき区域であり、建築物の建築は厳しく規制されており、特定の場合を除き許可されません。
	非線引	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的には用途地域と用途地域の指定のない地域に分かれています。
都市計画区域外		<ul style="list-style-type: none"> ・基本的に都市計画法の規定は適用されません。

道内における都市計画区域の状況（81区域、103市町）

線引都市計画区域

支庁名	区域名	市 町 名
石 狩	札幌圏	札幌市、小樽市の一部、江別市、北広島市、石狩市
	千歳恵庭圏	千歳市、恵庭市
渡 島	函館圏	函館市、上磯町、大野町、七飯町
後 志	小樽	小樽市
上 川	旭川圏	旭川市、鷹栖町、東神楽町
網 走	北見	北見市
胆 振	室蘭圏	室蘭市、登別市、伊達市
	苫小牧圏	苫小牧市、白老町、早来町、厚真町
十 勝	帯広圏	帯広市、音更町、芽室町、幕別町
釧 路	釧路圏	釧路市、釧路町

線引都市計画区域

支庁名	区域名	市 町 名
石 狩	当別	当別町
	福島	福島町
渡 島	木古内	木古内町
	森	森町
	八雲	八雲町
	長万部	長万部町
檜 山	江差	江差町
	北檜山	北檜山町
後 志	今金	今金町
	倶知安	倶知安町
	岩内	岩内町、共和町
	古平	古平町
	余市	余市町
空 知	夕張	夕張市
	岩見沢	岩見沢市
	美唄	美唄市、奈井江町
	戸別	戸別市
	赤平	赤平市
	三笠	三笠市
	滝川	滝川市、新十津川町
	砂川	砂川市
	歌志内	歌志内市
	深川	深川市
	栗沢	栗沢町
	南幌	南幌町
	長沼	長沼町
	栗山	栗山町
上 川	士別	士別市
	名寄	名寄市
	富良野	富良野市
	上川	上川町
	美瑛	美瑛町
	上富良野	上富良野町
	風連	風連町
	下川	下川町
美深	美深町	

支庁名	区域名	市 町 名
留 萌	留 萌	留 萌 市
	増毛	増毛町
宗 谷	羽幌	羽幌町
	稚内	稚内市
	浜頓別	浜頓別町
	枝幸	枝幸町
網 走	網走	網走市
	紋別	紋別市
	女満別	女満別町
	美幌	美幌町
	斜里	斜里町
	留辺蘂	留辺蘂町
	遠軽	遠軽町
	滝上	滝上町
	興部	興部町
胆 振	雄武	雄武町
	虻田	虻田町、壮瞥町
日 高	鶴川	鶴川町
	門別	門別町
	静内	静内町
十 勝	浦河	浦河町
	新得	新得町
	清水	清水町
	大樹	大樹町
	広尾	広尾町
	池田	池田町
	本別	本別町
釧 路	足寄	足寄町
	浦幌	浦幌町
	厚岸	厚岸町
	標茶	標茶町
根 室	弟子屈	弟子屈町
	白糠	白糠町
根 室	根室	根室市
	中標津	中標津町

3 地域地区

地域地区は、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物や土地の区画形質の変更などについて必要な制限を課することにより、都市の合理的な利用を誘導するものです。

(1 8 種類)

主な地域地区

種類	
用途地域	良好な市街地環境の形成や、住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建ぺい率、高さなどを制限する。(1 2 種類)
特別用途地区	地区の特性にふさわしい土地利用の増進や環境の保護等、特別な目的の実現を図るために用途地域の指定を補完して定める地区で、建築物の用途などを規制する。
防火・準防火地域	火災の危険を防除するために建築物の構造を規制する地区。
駐車場整備地区	商業、近隣商業地域等における円滑な道路交通を確保するために、大規模建築物に駐車施設の設置を義務付ける地区。
臨港地区	港湾を管理運営するため定める地区。

4 問合せ先

北海道建設部都市計画課基本計画グループ (電話 011-231-4111 内線 29-811)
 * 実際の規制内容については地元市町村にお問い合わせください。

[届け出時期\(目次\)に戻る](#)

(参考)

河川・海岸・港湾を使用する場合

河川を使用する場合

- 1 河川において次の行為を行う場合は、各河川管理者の許可を受ける必要があります。
流水の占有、土地の占有、土石の採取、工作物の新築、改築及び除却、土地の掘削、盛土、竹木の流送、汚物の洗浄又は土石のたい積など。
- 2 1日50m³以上の汚水を河川に排出する場合には、届出が必要となる場合があります。

河川管理者

河川の種類	管理者	問合せ先
一級河川	国土交通大臣 北海道知事 札幌市長	国：北海道開発局開発建設部及び各河川事務所 道：北海道各支庁各土木現業所及び各出張所 北海道建設部河川課河川管理グループ (内線 29-317) 市：札幌市
二級河川		
準用河川	市町村長	各市町村
普通河川		

一級河川の管理者は国土交通大臣であるが、その事務の一部(許可)は知事や市長が行う。

海岸を使用する場合

海岸で 海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて占有する、砂や土石を採取する土地の掘削、盛土、切土等を行う、等により海岸を使用する場合は、許可を受ける必要があります。

なお、海岸保全区域の所管庁が異なる場合は、それぞれの所管庁(河川局、港湾局、水産庁、農村振興局)の許可が必要になりますのでご注意ください。

申請書提出先：土木現業所出張所(河川局所管の場合)

主な問合せ先：北海道建設部砂防災害課事業管理グループ(内線 29-413)
各土木現業所及び土木現業所出張所

港湾を使用する場合

港湾で 水域又は公共空地を占有する、土砂を採取する、水域施設、外かく施設、けい留施設、運河、用水きよ又は排水きよを建設し又は改良する場合は、許可を受ける必要があります。

申請書提出先：港湾管理者(市町村等)

問合せ先：北海道建設部空港港湾課港湾グループ(内線 29-365)
港湾管理者(市町村等)

水域を使用する場合

海岸、河川、湖沼等の水域で、水域施設、外かく施設、けい留施設などの港湾の施設を建設又は改良しようとする場合、事前にこれらを届け出て、安全に利用できるかどうかの審査を受けることになっています。

届出先：北海道建設部空港港湾課港湾グループ(内線 29-365)

問合せ先：同上

[届け出時期\(目次\)に戻る](#)

(参考)

廃棄物の処理について

概要

廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」が定められています。

また、北海道では、廃棄物等の循環的な利用や適正処理を推進し、道内の生活環境や自然環境の保全を図るため、道外で発生した廃棄物等の道内への搬入や廃棄物処理施設の設置に係わって、「北海道における廃棄物等の処理に係る指導指針」を定め、事前協議の制度を設けています。

廃棄物処理法について

1 廃棄物の取扱い

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になった物をいいます。このことから、廃棄物に該当するか否かは、占有者の意思、その性状等を総合的に判断しなければならないものとしています。

また、廃棄物には、産業廃棄物と一般廃棄物があり、産業廃棄物は事業活動から生ずる廃棄物であって、法律上の定義があります。また、産業廃棄物以外は一般廃棄物になり、人の日常生活から排出されるごみや事業活動から生じるものであっても一般的には市町村の処理能力をもって対処することが可能なものとしています。

2 廃棄物の処理

事業者が廃棄物の収集や運搬又は処分をしなければならないことから、事業者が自ら行う場合及び処理業として行う場合は、処理基準を遵守する必要があります。また、処理業者又は一定規模以上の施設を設置する事業者は、知事又は市町村長の許可を受けなければなりません。

産業廃棄物の処理に係る許可事務は、北海道及び保健所設置市（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市）が行っていますので、相談をお願いします。

北海道における廃棄物等の処理に係る指導指針について

1 目的

廃棄物等の循環的な利用や適正処理を促進するとともに、生活環境の保全を図る。

2 定義

- (1) 「廃棄物等」とは、廃棄物及び一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品又は活動に伴い副次的に得られた物品をいう。
- (2) 「循環資源」とは、廃棄物等のうち有用なものをいう。
- (3) 「循環的な利用」とは、循環資源の再使用、再生利用及び熱回収をいう。

3 道外で発生した廃棄物等の道内への搬入の取扱い

- (1) 北海道では、道外で発生した廃棄物等を単に埋立処分又は焼却処分等を行うために搬入することは、道内廃棄物の適正処理及びより良い生活環境の増進に支障を来すおそれがあり、原則として認めていません。
- (2) 循環的な利用を行うために搬入する時には、「道外で発生した循環資源の利用に関する基準」に適合する場合に限って認めることとしています。従って、排出者等は道と協議をし、承認を受けなければなりません。

4 道内で発生した廃棄物等の循環的な利用について

道内で発生した廃棄物等であっても、上記3の基準に従い、環境への負荷の低減や円滑な利用に努める必要があります。

5 道内で発生した廃棄物等の道外への搬出の取扱い

道内で発生した廃棄物等は、排出者が搬出先の都道府県又は市町村の理解を得る必要があります。

6 廃棄物処理施設の設置等について

最終処分場又は特別管理産業廃棄物の中間処理施設を設置しようとする者は、道と事前協議を行わなければなりません。

7 問合せ先

支庁地域政策部環境生活課（資料1参照）

北海道環境生活部環境室循環型社会推進課産業廃棄物グループ（電話011-231-4111内線24-328）

[届け出時期\(目次\)に戻る](#)

(参考)

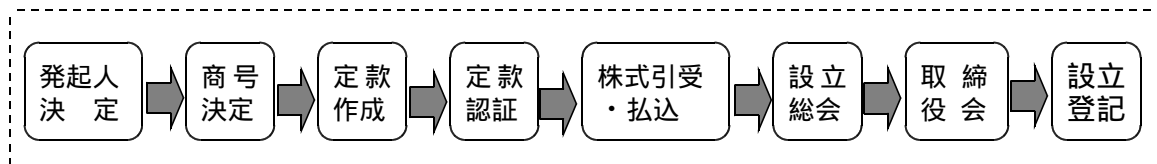
会社設立に係る手続き

概要

会社の設立にあたっては、事業の実施に必要な許認可の確認のほか、多くの手続きが規定されています。

また、事業の実施にあたっては、諸官庁に対する届出が必要です。

会社設立の流れ（株式会社 発起設立の場合）



1 商号

同一市区町村内で同一の事業を行っている既に他人が使っている商号は使用することができません。（類似商号規制）商号には、漢字・ひらがな・ローマ字・アラビア数字や一定の記号を用いることができます。

* 会社法が施行されたのち（平成18年春施行）は、類似商号規制は廃止されます。（ただし、同一本店所在地に同一商号の会社があるかの調査は必要。）このほか、最低資本金制度の廃止なども併せて行われますので、法務局等にお問い合わせください。

2 定款

定款の記載事項は、商号、目的、本店所在地などです。

なお、定款は本店所在地の法務局に所属する公証人役場で、公証人による認証を受けることが必要です。

3 株式払込み

金融機関に株式（出資金）を払い込み、会社設立登記で使用する払込金保管証明書を発行してもらいます。

* 会社法が施行されたのちは、発起設立の場合は、「残高証明」です。

4 登記

設立登記申請書及び添付書類（取締役及び監査役選任決定書、取締役会議事録など）を作成し、法務局に提出します。

なお、登記にあたっては、登録免許税を納付する必要があります。

5 その他の届出先

登記のほか、事業開始にともない、諸官庁に対する届出が必要です。

主な届出先は、次のとおりです。

税務署	法人設立届出書
社会保険事務所	健康保険・厚生年金保険に関するもの
公共職業安定所	雇用保険に関するもの
労働基準監督署	労災保険に関するもの
道税事務所、支庁税務部（課）	事業開始の届出書
市町村税務担当課	法人等の設立申告書

6 問合せ先

支庁商工労働（観光）課（資料1参照）

北海道経済部商工振興課創業支援グループ（電話 011-204-5334）

[届け出時期\(目次\)に戻る](#)

(参考)

中小企業の相談窓口

北海道では「研究・技術開発」「企業化・開業」「設備投資」「市場開拓」など、企業のニーズに応じて様々な支援を行っています。

詳しくは、道内の各支援機関にご相談ください。

(相談窓口)

(財)北海道中小企業総合支援センター

北海道における中心的な中小企業支援機関、中小企業の総合相談窓口

電話 011-232-2001、FAX 011-232-2011

URL <http://www.hsc.or.jp>

地域中小企業支援センター

次の商工会議所等にコーディネーターを配置して、創業や経営革新などの身近な相談に対応しています。

組織名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
小樽商工会議所	047-8520	小樽市色内1丁目6番32号	0134-22-1177	0134-29-0630
滝川商工会議所	073-8511	滝川市大町1丁目8番1号	0125-22-4341	0125-23-5252
留萌商工会議所	077-0044	留萌市錦町1丁目1番15号	0164-42-2058	0164-43-8322
稚内商工会議所	097-0022	稚内市中央2丁目4番11号 宗谷経済センター2F	0162-23-4400	0162-22-3300
室蘭商工会議所	051-0022	室蘭市海岸町2丁目3番2号	0143-22-3196	0143-24-2943
浦河商工会議所	057-0013	浦河郡浦河町大通り1丁目36	01462-2-2366	01462-2-3082
釧路商工会議所	085-0847	釧路市大町1-1-1	0154-41-4143	0154-41-4000
根室商工会議所	087-0016	根室市松ヶ枝町2丁目7番地	0153-24-2062	0153-24-2090
北海道中小企業 団体中央会	060-0001	札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7ビル	011-231-1919	011-271-1109

シニアアドバイザー事業

国は次の商工会議所等にコーディネーターを配置して、創業や経営革新などの身近な相談に対応しています。

組織名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
札幌商工会議所	060-8610	札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター	011-231-1122	011-222-9540
函館商工会議所	040-0063	函館市若松町15番7-61号	0138-23-1181	0138-27-2111
江差商工会	043-0044	桧山郡江差町字橋本町85	01395-2-0531	01395-2-4704
旭川商工会議所	070-0043	旭川市常盤通1丁目	0166-22-8411	0166-22-2600
北見商工会議所	090-8710	北見市北3条東1丁目	0157-23-4111	0157-22-2282
帯広商工会議所	080-8711	帯広市西3条南9丁目1番地 帯広経済センタービル5階	0155-25-7121	0155-25-2940
北海道商工会連 合会	060-8607	札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7ビル	011-251-0103	011-271-4804

[届け出時期\(目次\)に戻る](#)

地域産業支援センター

道内6圏域の公設試験研究機関にコーディネーターを配置して、技術開発からマーケティングの面まで幅広い相談に対応しています。

組 織 名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
道央圏地域 産業支援センター	050-0083	室蘭市東町4丁目28番1号	0143-45-1188	0143-45-6636
道南圏地域 産業支援センター	041-0801	函館市桔梗町379番地	0138-34-2600	0138-34-2562
道北圏地域 産業支援センター	078-8801	旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター	0166-68-2820	0166-68-2828
オホーツク圏地域 産業支援センター	090-0836	北見市三輪1番地4	0157-31-2705	0157-66-2520
十勝圏地域 産業支援センター	080-8670	帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市庁舎9F	0155-24-4111	0155-23-0167
釧路根室圏地域 産業支援センター	084-0905	釧路市鳥取南7丁目2番23号	0154-55-5121	0154-55-5161

主な問合せ先

北海道経済部商工振興課創業支援グループ(電話011-204-5334)

北海道経済部商工振興課中小企業支援グループ(電話 011-204-5331)

北海道経済部商工振興課経営支援グループ(電話 011-204-5333)

各支庁経済部商工労働観光課・小樽商工労働事務所

[届け出時期\(目次\)に戻る](#)

北海道企業立地促進条例に基づく助成制度

問い合わせ先 北海道経済部産業立地課
011-231-4111 (内線26-868)

最高37億円

この条例による指定は、平成20年3月31日までに限って行います。
(平成17年4月1日から適用。ただし、増設の場合の補助率は、平成18年4月1日以後知事が指定したもものから適用し、平成18年3月31日までに指定したものは新設の場合と同率(バイオテクノロジー利用産業を除く)。助成額の()内の数字は、中小企業者(中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者)の場合。)また、工場等を移転する場合の投資額の算定方法が平成18年4月1日以後知事が指定したもものから変更になります。)

種別	区分	対象施設	対象業種	対象地域	対象要件	助成内容		
						助成額	限度額	通算限度額
工場等の 新増設に係る 投資額を基準とする助成	1号	工場	・ I T関連製造業 (28業種)	全道一円 (札幌市を除く)	投資額 100億円以上 雇用増 100人以上	投資額の 新設: 10% 増設: 5% (7%)	15億円	同一企業の工場 につき30億円
			・ 先端技術産業 ・ 研究開発型の機械工業・ 医薬品工業	全道一円 (札幌市を除く)	投資額 20億円以上 雇用増 40人以上			
		航空機改修 関連施設	・ 航空機改修関連業	工業団地の区域	投資額 10億円以上 雇用増 20人以上			
				産業集積促進地域 (1)	投資額 5億円以上 雇用増 10人以上			
	2号	国際物流 関連施設	・ 国際物流関連業 (外国貨物に限る)	国際物流拠点地域 (保税地域 開港法の開港 税関空港)	投資額 (港湾利用) 5億円以上 (空港利用) 2億円以上 雇用増 5人以上	投資額の 新設: 10% 増設: 5% (7%)	10億円	同一企業の工場 等につき15億円
	3号	工場	・ 先端技術産業 ・ 製造業 (舗装材料、セメント、骨材・ 石工品等及び武器製造業を 除く ・ リサイクル工場	全道一円 (札幌市を除く)	投資額 1億円以上 雇用増 5人以上	投資額の 新設: 8% 増設: 4% (5%)	3億円	
				工業団地の区域	投資額 5,000万円以上 雇用増 5人以上			
	4号	工場	・ 基盤的技術産業	全道一円 (札幌市を除く)	投資額 5,000万円以上 雇用増 5人以上	投資額の 新設: 10% 増設: 5% (7%)	3億円	
				工業団地の区域	投資額 2,500万円以上 雇用増 5人以上			
	5号	特定事業 所等	・ 産業支援サービス業 (12業種・事業) ソフトウェア業 情報処理サービス業 情報提供サービス業 機械修理業 電気機械器具修理業 機械設計業 デザイン業 システムインテグレーション事業 ASP事業 データセンター事業 デジタルコンテンツ事業 バイオテクノロジー利用産業	全道一円	投資額 5,000万円以上 雇用増 5人以上	投資額の 新設: 10% 増設: 5% (7%)	1億円	-
工業団地の区域				投資額 2,500万円以上 雇用増 5人以上				
・ 産業支援サービス業 (1事業) コールセンター事業			札幌市	投資額 1億円以上 雇用増 50人以上				
6号	試験研究 施設	・ 自然科学系の試験研究施設	全道一円	投資額 1億円以上 研究員 5人以上	投資額の 新設: 20% 増設: 10% (13%)	20億円	同一企業等の試験 研究施設につき 30億円	
			工業団地の区域	投資額 5,000万円以上 研究員 5人以上				
雇用増を 基準とする助成	7号	1号から 5号まで の工場及 び施設	・ I T関連製造業 ・ 先端技術産業 ・ 製造業(1・3・4号と同じ) ・ 航空機改修関連業 ・ 国際物流関連業 ・ リサイクル工場 ・ 産業支援サービス業(2)	全道一円 (札幌市を除く)	投資額 1億円以上 雇用増 15人以上	常時雇用する 従業員数に1 人当たり50万円 を乗じて得た 額 ただし、札幌 市に立地する 場合は、49人 又は、49人 以下は、1人 につき30万円 として50人 から50万円と する	2億円	-
				産業集積促進地域 (1)	投資額 5,000万円以上 雇用増 10人以上			
			工業団地の区域	投資額 5,000万円以上 雇用増 10人以上				
			・ 産業支援サービス業(3)	札幌市	投資額 1億円以上 雇用増 50人以上			
		試験研究 施設	・ 自然科学系の試験研究施設	全道一円 (札幌市を除く)	投資額 1億円以上 研究員 5人以上	研究員は、 1人あたり 100万円 100人以上雇 用する場合は 100人目から 10万円以上乗 せ		
				工業団地の区域	投資額 5,000万円以上 雇用増 15人以上			

平成17年4月1日から対象投資額にソフトウェア(道内製作のものを購入する場合に限る)が追加されました。

なお、区分1~7号毎の助成額の総額が投資額を上回る場合は、投資額を助成額とします。

1 「産業集積促進地域」は次の29市町の区域です。

函館市、上磯町、大野町、七飯町、苫小牧市、千歳市、恵庭市、早来町、旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、北見市、網走市、女満別町、美幌町、端野町、帯広市、音更町、芽室町、幕別町、釧路市、釧路町、白糠町

2 「産業支援サービス業」は、機械設計業、機械修理業、電気機械器具修理業、デザイン業の4業種です。

3 「産業支援サービス業」は、ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、システムインテグレーション事業、ASP事業、

データセンター事業、デジタルコンテンツ事業、バイオテクノロジー利用産業の8業種(事業)です。

なお、バイオテクノロジー利用産業とは、バイオテクノロジーを利用し医療に係る検体検査など医療業に付帯するサービスを行う事業に限ります。

本庁・支庁連絡先一覧表

組織名	郵便番号	住所	電話番号
北海道庁	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111
石狩支庁	060-8558	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	011-231-4111
渡島支庁	041-8558	函館市美原4丁目6-16	0138-47-9000
檜山支庁	043-8558	江差町字陣屋町336-3	01395-2-1010
後志支庁	044-8588	倶知安町北1東2	0136-22-1111
空知支庁	068-8558	岩見沢市8条西5	0126-23-2231
上川支庁	079-8610	旭川市永山6条19丁目303	0166-46-5111
留萌支庁	077-8585	留萌市住之江町2丁目1-2	0164-42-1511
宗谷支庁	097-8558	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2510
網走支庁	093-8585	網走市北7西3	0152-44-7171
胆振支庁	051-8558	室蘭市幸町9-11	0143-22-9131
日高支庁	057-8558	浦河町栄丘東通56	01462-2-2211
十勝支庁	080-8588	帯広市東3条南3丁目	0155-24-3111
釧路支庁	085-8588	釧路市浦見2丁目2-54	0154-41-1131
根室支庁	087-8588	根室市常盤町3丁目28	0153-23-6131

[届け出時期\(目次\)に戻る](#)

土木現業所 連絡先一覧表

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
札幌土木現業所	064-0811	札幌市中央区南11西16-2-1	011-561-0201
同 事 業 課	063-0033	札幌市西区西野3-1-1-20	011-662-1161
同 千歳出張所	066-0067	千歳市桂木6-1-28	0123-23-4191
同 岩見沢出張所	069-0362	岩見沢市上幌向南1-2	0126-26-3011
同 滝川出張所	073-0025	滝川市流通団地3-1-5	0125-22-3434
同 深川出張所	074-0027	深川市錦町北4-11	0164-22-1411
同 当別出張所	061-0216	当別町栄町192-7	01332-3-2220
同 長沼出張所	069-1334	長沼町錦町北1-3-14	01238-8-2346
同 美唄総合ダム事務所	072-0027	美唄市西4南1	01266-2-0133
同 当別ダム建設事務所	061-0216	当別町栄町192-7	01332-3-4722
小樽土木現業所	047-8639	小樽市奥沢1-21-1	0134-25-2195
同 事 業 課	047-0154	小樽市朝里川温泉2-745	0134-54-7670
同 蘭越出張所	048-1301	蘭越町蘭越町416	0136-57-5121
同 黒松内事業所	048-0101	黒松内町字黒松内401-33	0136-72-3072
同 余市出張所	046-0003	余市町黒川町1248	0135-23-2196
同 共和出張所	045-0032	共和町老古美83	0135-62-1818
同 真狩出張所	048-1631	真狩村字真狩117-2	0136-45-2136
函館土木現業所	041-8554	函館市美原4丁目6-16	0138-47-9000
同 事業第一・二課	041-0806	函館市美原1丁目47-8	0138-45-6500
同 松前出張所	049-1501	松前町字建石52-2	01394-2-2261
同 知内事業所	049-1103	知内町字重内980	01392-5-5120
同 八雲出張所	049-3123	八雲町立岩83-1	01376-3-3111
同 江差出張所	043-8558	江差町字陣屋町336-3	01395-2-1010
同 奥尻出張所	043-1403	奥尻町字球浦22	01397-2-2134
同 奥尻出張所空港整備室	043-1524	奥尻町字米岡57-2	01397-3-2372
同 今金出張所	049-4318	今金町字今金286-1	01378-2-0309
室蘭土木現業所	051-0016	室蘭市幸町9-11	0143-22-9131
同 苫小牧出張所	053-0043	苫小牧市日の出町2-2-7	0144-32-3171
同 洞爺出張所	049-5605	虻田町字高砂町90-2	0142-76-2111
同 登別出張所	059-0023	登別市桜木町1-1	0143-85-2311
同 門別出張所	059-2122	門別町字緑町41番地64	01456-2-5231
同 静内総合治水事務所	056-0023	静内町ときわ町4-1-18	01464-2-1414
同 浦河出張所	057-0032	浦河町向が丘西2-568-59	01462-2-3135
同 厚幌ダム建設事務所	059-1623	厚真町新町105	01452-7-3581

土木現業所 連絡先一覧表

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
旭川土木現業所	079-8613	旭川市永山6-19-303	0166-46-5111
同 事業第一・二課	070-8616	旭川市東3-5-1-44	0166-26-4461
同 士別出張所	095-0034	士別市西4北1	01652-3-2191
同 富良野出張所	076-0021	富良野市緑町8-1	0167-23-2168
同 美深出張所	098-2253	美深町西3北2-10-6	01656-2-1081
留萌土木現業所	077-8585	留萌市住之江町2-1-2	0164-42-1511
同 事業課	077-0011	留萌市東雲町1-56	0164-42-1849
同 羽幌出張所	078-4131	羽幌町寿町2	01646-2-1256
同 遠別出張所	098-3543	遠別町字本町1	01632-7-2311
稚内土木現業所	097-8585	稚内市末広4-2-27	0162-33-2510
同 事業課	098-6642	稚内市声問3丁目22-3	0162-26-2521
同 歌登出張所	098-5206	歌登町西町	01636-8-2021
同 頓別事業所	098-5742	浜頓別町字緑ヶ丘7丁目13	01634-2-2124
同 礼文出張所	097-1111	礼文町船泊字大備	01638-7-2316
同 利尻出張所	097-0401	利尻町沓形字泉町	01638-4-2008
網走土木現業所	093-8670	網走市北7西3	0152-44-7171
同 北見出張所	090-0067	北見市緑ヶ丘3丁目1-14	0157-25-7311
同 紋別出張所	094-0022	紋別市新生39-42	01582-4-2196
同 斜里出張所	099-4116	斜里町文光町18	01522-3-3141
同 遠軽出張所	099-0421	遠軽町福路1	01584-2-3165
同 興部出張所	098-1600	興部町字興部108	01588-2-2115
同 女満別空港管理事務所	099-2371	女満別町字中央256-3	01527-4-2222
同 オホーツク紋別空港管理事務所	099-6131	紋別市小向19-3	01582-4-1336
帯広土木現業所	080-8588	帯広市東3南3-1	0155-24-3111
同 鹿追出張所	081-0223	鹿追町南町1-54	01566-6-2301
同 大樹出張所	089-2147	大樹町鏡町1-6	01558-6-3141
同 足寄出張所	089-3707	足寄町下愛冠3-6-2	01562-5-3154
同 浦幌出張所	089-5636	浦幌町字万年286-13	01557-6-2132
釧路土木現業所	085-0006	釧路市双葉町6-10	0154-23-6111
同 厚岸出張所	088-1124	厚岸町字宮園町194-199	0153-52-3615
同 根室出張所	087-0024	根室市宝林町4-287	0153-23-6391
同 弟子屈出張所	088-3213	弟子屈町桜丘3-4-10	01548-2-2147
同 中標津出張所	086-1045	中標津町東5北3-1	01537-2-3213
同 中標津空港管理事務所	086-1100	中標津町字中標津1847-3	01537-2-2043

[届け出時期\(目次\)に戻る](#)

市町村連絡先一覧表(平成17年10月11日現在)

市町村名	郵便番号	住 所	電 話 番 号	F A X 番 号
札幌市	060-8611	札幌市中央区北1条西2丁目	011-211-2111	011-222-0382
函館市	040-8666	函館市東雲町4番13号	0138-21-3111	0138-27-6489
小樽市	047-8660	小樽市花園2丁目12番1号	0134-32-4111	0134-25-1487
旭川市	070-8525	旭川市6条通9丁目46番地	0166-26-1111	0166-24-7833
室蘭市	051-8511	室蘭市幸町1番2号	0143-22-1111	0143-24-7601
釧路市	085-8505	釧路市黒金町7丁目5番地	0154-23-5151	0154-22-4473
帯広市	080-8670	帯広市西5条南7丁目1	0155-24-4111	0155-23-0151
北見市	090-8501	北見市北5条東2丁目1番地	0157-23-7111	0157-61-7400
夕張市	068-0492	夕張市本町4丁目2番地	01235-2-3131	01235-2-1054
岩見沢市	068-8686	岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号	0126-23-4111	0126-23-9977
網走市	093-8555	網走市南6条東4丁目1番地	0152-44-6111	0152-43-5404
留萌市	077-8601	留萌市幸町1丁目11番地	0164-42-1801	0164-43-8778
苫小牧市	053-8722	苫小牧市旭町4丁目5番6号	0144-32-6111	0144-32-2198
稚内市	097-8686	稚内市中央3丁目13番15号	0162-23-6161	0162-23-3350
美唄市	072-8660	美唄市西3条南1丁目1番1号	01266-2-3131	01266-2-1088
芦別市	075-8711	芦別市北1条東1丁目3番地	01242-2-2111	01242-2-9696
江別市	067-8674	江別市高砂町6番地	011-382-4141	011-381-1070
赤平市	079-1192	赤平市泉町4丁目1番地	0125-32-2211	0125-32-5033
紋別市	094-8707	紋別市幸町2丁目1番18号	01582-4-2111	01582-4-6925
士別市	095-8686	士別市東6条4丁目1番地	01652-3-3121	01652-2-1934
名寄市	096-8686	名寄市大通南1丁目1番地	01654-3-2111	01654-2-5644
三笠市	068-2192	三笠市幸町2番地	01267-2-3181	01267-2-7880
根室市	087-8711	根室市常盤町2丁目27番地	0153-23-6111	0153-24-8692
千歳市	066-8686	千歳市東雲町2丁目34番地	0123-24-3131	0123-22-8852
滝川市	073-8686	滝川市大町1丁目2番15号	0125-23-1234	0125-23-5775
砂川市	073-0195	砂川市西6条北3丁目1番1号	0125-54-2121	0125-54-2568
歌志内市	073-0492	歌志内市字本町5番地	0125-42-3211	0125-42-4111
深川市	074-8650	深川市2条17番17号	0164-26-2228	0164-22-8134
富良野市	076-8555	富良野市弥生町1番1号	0167-39-2300	0167-23-2120
登別市	059-8701	登別市中央町6丁目11番地	0143-85-2111	0143-85-1108
恵庭市	061-1498	恵庭市京町1番地	0123-33-3131	0123-33-3175
伊達市	052-0024	伊達市鹿島町20番地1	0142-23-3331	0142-23-4414
北広島市	061-1192	北広島市中央4丁目2番地1	011-372-3311	011-373-2903
石狩市	061-3292	石狩市花川北6条1丁目30番地2	0133-72-3111	0133-75-2275
当別町	061-0292	石狩郡当別町白樺町58番地9	01332-3-2330	01332-3-3206
新篠津村	068-1192	石狩郡新篠津村第47線北13番地	0126-57-2111	0126-57-2226
松前町	049-1592	松前郡松前町字福山248番地	01394-2-2275	01394-6-2048
福島町	049-1392	松前郡福島町字福島820番地	01394-7-3001	01394-7-4504
知内町	049-1103	上磯郡知内町字重内21番地1	01392-5-6161	01392-5-7166
木古内町	049-0422	上磯郡木古内町字本町218番地	01392-2-3131	01392-2-3622
上磯町	049-0192	上磯郡上磯町中央1丁目3番10号	0138-73-3111	0138-73-6970
大野町	041-1201	亀田郡大野町本町175番地	0138-77-8811	0138-77-9825
七飯町	041-1192	亀田郡七飯町字本町568番地3	0138-65-2511	0138-66-2054
鹿部町	041-1498	茅部郡鹿部町字宮浜299番地	01372-7-2111	01372-7-3086
森町	049-2393	茅部郡森町字御幸町144番地の1	01374-2-2181	01374-2-3244
八雲町	049-3192	山越郡八雲町住初町138番地	01376-2-2111	01376-2-2120

市町村連絡先一覧表(平成17年10月11日現在)

市町村名	郵便番号	住 所	電 話 番 号	F A X 番 号
長万部町	049-3592	山越郡長万部町字長万部453番地1	01377-2-2000	01377-2-4884
江差町	043-8560	檜山郡江差町字中歌町193番地1	01395-2-1020	01395-2-0234
上ノ国町	049-0698	檜山郡上ノ国町字大留100番地	01395-5-2311	01395-5-2025
厚沢部町	043-1113	檜山郡厚沢部町新町207番地	01396-4-3311	01396-7-2815
乙部町	043-0103	爾志郡乙部町字緑町388番地	01396-2-2311	01396-2-2939
奥尻町	043-1498	奥尻郡奥尻町字奥尻806番地	01397-2-3111	01397-2-3445
せたな町	049-4592	久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地の1	01378-4-5111	01378-4-4657
今金町	049-4393	瀬棚郡今金町字今金48番地1	01378-2-0111	01378-2-2492
島牧村	048-0621	島牧郡島牧村字泊83番地	0136-75-6211	0136-75-6216
寿都町	048-0406	寿都郡寿都町字渡島町140番地1	0136-62-2511	0136-62-3431
黒松内町	048-0192	寿都郡黒松内町字黒松内302番地1	0136-72-3311	0136-72-3316
蘭越町	048-1392	磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5	0136-57-5111	0136-57-5883
二セコ町	048-1595	虻田郡二セコ町字富士見47番地	0136-44-2121	0136-44-3500
真狩村	048-1631	虻田郡真狩村字真狩118番地	0136-45-2121	0136-45-3162
留寿都村	048-1731	虻田郡留寿都村字留寿都175番地	0136-46-3131	0136-46-3545
喜茂別町	044-0292	虻田郡喜茂別町字喜茂別123番地	0136-33-2211	0136-33-3577
京極町	044-0101	虻田郡京極町字京極527番地	0136-42-2111	0136-42-3155
倶知安町	044-0001	虻田郡倶知安町北1条東3丁目3	0136-22-1121	0136-23-2044
共和町	048-2202	岩内郡共和町南幌似38番地の2	0135-73-2011	0135-73-2288
岩内町	045-8555	岩内郡岩内町字清住258番地	0135-62-1011	0135-62-3465
泊村	045-0202	古宇郡泊村大字茅沼村字白別191番地7	0135-75-2021	0135-75-3168
神恵内村	045-0301	古宇郡神恵内村大字神恵内村81番地4	0135-76-5011	0135-76-5544
積丹町	046-0201	積丹郡積丹町大字美国町字船濶48番地5	0135-44-2111	0135-44-2125
古平町	046-0192	古平郡古平町大字浜町40番地4	0135-42-2181	0135-42-3583
仁木町	048-2492	余市郡仁木町西町1丁目36番地1	0135-32-2511	0135-32-2700
余市町	046-8546	余市郡余市町朝日町26番地	0135-21-2112	0136-21-2144
赤井川村	046-0592	余市郡赤井川村字赤井川74番地2	0135-34-6211	0135-34-6644
北村	068-1292	空知郡北村字赤川593番地1	0126-56-2001	0126-55-3177
栗沢町	068-0194	空知郡栗沢町東本町21番地	0126-45-2411	0126-45-2490
南幌町	069-0292	空知郡南幌町栄町3丁目2番1号	011-378-2121	011-378-2131
奈井江町	079-0392	空知郡奈井江町字奈井江11番地	0125-65-2111	0125-65-2809
上砂川町	073-0292	空知郡上砂川町字上砂川町40番地10	0125-62-2011	0125-62-3773
由仁町	069-1292	夕張郡由仁町新光200番地	01238-3-2111	01238-3-3020
長沼町	069-1392	夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号	01238-8-2111	01238-8-4836
栗山町	069-1591	夕張郡栗山町松風3丁目252番地	01237-2-1111	01237-2-3179
月形町	061-0592	樺戸郡月形町1219番地	0126-53-2321	0126-53-4373
浦臼町	061-0692	樺戸郡浦臼町字ウラウスナイ183番地15	0125-68-2111	0125-68-2285
新十津川町	073-1103	樺戸郡新十津川町字中央301番地1	0125-76-2131	0125-76-2785
妹背牛町	079-0592	雨竜郡妹背牛町字妹背牛5200番地	0164-32-2411	0164-32-2290
秩父別町	078-2192	雨竜郡秩父別町4101番地	0164-33-2111	0164-33-3466
雨竜町	078-2692	雨竜郡雨竜町字フシコウリウ104番地	0125-77-2211	0125-78-3122
北竜町	078-2512	雨竜郡北竜町字和11番地1	0164-34-2111	0164-34-2117
沼田町	078-2202	雨竜郡沼田町南1条3丁目6番53号	0164-35-2111	0164-35-2393
幌加内町	074-0492	雨竜郡幌加内町字幌加内4699番地	01653-5-2121	01653-5-2127
鷹栖町	071-1292	上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号	0166-87-2111	0166-87-2196
東神楽町	071-1592	上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号	0166-83-2111	0166-83-4180

市町村連絡先一覧表(平成17年10月11日現在)

市町村名	郵便番号	住 所	電 話 番 号	F A X 番 号
当 麻 町	078-1393	上川郡当麻町3条東2丁目11番1号	0166-84-2111	0166-84-4883
比 布 町	078-0392	上川郡比布町北町1丁目2番1号	0166-85-2111	0166-85-2389
愛 別 町	078-1492	上川郡愛別町字本町179番地	01658-6-5111	01658-6-5110
上 川 町	078-1791	上川郡上川町南町180番地	01658-2-1211	01658-2-1220
東 川 町	071-1492	上川郡東川町東町1丁目16番1号	0166-82-2111	0166-82-3644
美 瑛 町	071-0292	上川郡美瑛町本町4丁目6番1号	0166-92-1111	0166-92-4414
上富良野町	071-0596	空知郡上富良野町大町2丁目2番11号	0167-45-6400	0167-45-5362
中富良野町	071-0795	空知郡中富良野町本町9番1号	0167-44-2121	0167-44-2127
南富良野町	079-2402	空知郡南富良野町字幾寅867番地	0167-52-2112	0167-52-2922
占 冠 村	079-2201	勇払郡占冠村字シムカップ原野46番地25	0167-56-2121	0167-56-2184
和 寒 町	098-0192	上川郡和寒町字西町120番地	016532-2421	016532-4238
剣 淵 町	098-0392	上川郡剣淵町市街地本町	016534-2121	016534-2590
風 連 町	098-0507	上川郡風連町西町196番地1	01655-3-2511	01655-3-2510
下 川 町	098-1206	上川郡下川町幸町63番地	01655-4-2511	01655-4-2517
美 深 町	098-2252	中川郡美深町字西町18番地	01656-2-1611	01656-2-1626
音威子府村	098-2501	中川郡音威子府村字音威子府444番地1	01656-5-3311	01656-5-3837
中 川 町	098-2892	中川郡中川町字中川337番地	01656-7-2811	01656-7-2594
増 毛 町	077-0292	増毛郡増毛町弁天町3丁目61番地	0164-53-1111	0164-53-2348
小 平 町	078-3392	留萌郡小平町字小平町216番地	0164-56-2111	0164-56-2110
苫 前 町	078-3792	苫前郡苫前町字旭37番地の1	0164-64-2211	0164-64-2142
羽 幌 町	078-4198	苫前郡羽幌町南町1番地の1	0164-62-1211	0164-62-1219
初 山 別 村	078-4492	苫前郡初山別村字初山別96番地1	0164-67-2211	0164-67-2298
遠 別 町	098-3543	天塩郡遠別町字本町3丁目37番地	01632-7-2111	01632-7-3695
天 塩 町	098-3398	天塩郡天塩町新栄通8丁目1466番地の113	01632-2-1001	01632-2-2695
幌 延 町	098-3207	天塩郡幌延町宮園町1番地1	01632-5-1111	01632-5-2971
猿 払 村	098-6292	宗谷郡猿払村鬼志別西町172番地	01635-2-3131	01635-2-3812
浜 頓 別 町	098-5792	枝幸郡浜頓別町中央南1番地	01634-2-2345	01634-2-4766
中 頓 別 町	098-5595	枝幸郡中頓別町字中頓別182番地	01634-6-1111	01634-6-1155
枝 幸 町	098-5892	枝幸郡枝幸町本町916番地	01636-2-1234	01636-2-3353
歌 登 町	098-5298	枝幸郡歌登町東町106番地19	01636-8-2111	01636-8-2202
豊 富 町	098-4110	天塩郡豊富町字上サロベツ2542番地2	0162-82-1001	0162-82-2806
礼 文 町	097-1201	礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ558番地	01638-6-1001	01638-6-1017
利 尻 町	097-0401	利尻郡利尻町杵形字緑町14番地1	01638-4-2345	01638-4-3553
利尻富士町	097-0101	利尻郡利尻富士町鷺泊字富士野6番地	01638-2-1111	01638-2-1253
東 藻 琴 村	099-3200	網走郡東藻琴村360番地1	0152-66-2131	0152-66-2423
女 満 別 町	099-2392	網走郡女満別町西3条4丁目1番1号	01527-4-2111	01527-4-2191
美 幌 町	092-8650	網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地	01527-3-1111	01527-2-4869
津 別 町	092-0292	網走郡津別町字幸町41番地	01527-6-2151	01527-6-2976
斜 里 町	099-4192	斜里郡斜里町本町12番地	01522-3-3131	01522-3-4150
清 里 町	099-4492	斜里郡清里町羽衣町13番地	01522-5-2131	01522-5-3571
小 清 水 町	099-3698	斜里郡小清水町字小清水217番地	0152-62-2311	0152-62-4198
端 野 町	099-2192	常呂郡端野町字二区471番地1	0157-56-2111	0157-56-3800
訓 子 府 町	099-1498	常呂郡訓子府町東町398番地	0157-47-2112	0157-47-2600
置 戸 町	099-1198	常呂郡置戸町字置戸181番地	0157-52-3311	0157-52-3353
留 辺 蘂 町	091-8666	常呂郡留辺蘂町字上町61番地	0157-42-2421	0157-42-2500
佐 呂 間 町	093-0592	常呂郡佐呂間町字永代町3番地1	01587-2-1211	01587-2-3368

市町村連絡先一覧表(平成17年10月11日現在)

市町村名	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号
常呂町	093-0292	常呂郡常呂町字常呂323番地	0152-54-2111	0152-54-3887
遠軽町	099-0492	紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1	01584-2-4811	01584-2-3688
上湧別町	099-6592	紋別郡上湧別町字屯田市街地318番地	01586-2-2111	01586-2-2511
湧別町	099-6404	紋別郡湧別町栄町112番地1	01586-5-2211	01586-5-2283
滝上町	099-5692	紋別郡滝上町字滝ノ上市街地4条通2丁目1番地	015829-2111	015829-3588
興部町	098-1692	紋別郡興部町字興部710番地	01588-2-2131	01588-2-4058
西興部村	098-1501	紋別郡西興部村字西興部100番地	01588-7-2111	01588-7-2777
雄武町	098-1792	紋別郡雄武町字雄武700番地	01588-4-2121	01588-4-2844
豊浦町	049-5492	虻田郡豊浦町字船見町10番地	0142-83-2121	0142-83-2129
虻田町	049-5692	虻田郡虻田町字栄町58番地	0142-76-2121	0142-74-2121
洞爺村	049-5802	虻田郡洞爺村字洞爺町96番地	0142-82-5111	0142-87-2928
大滝村	052-0301	有珠郡大滝村字本町85番地	0142-68-6111	0142-68-6301
壮瞥町	052-0101	有珠郡壮瞥町字滝之町245番地	0142-66-2121	0142-66-7001
白老町	059-0995	白老郡白老町大町1丁目1番地1号	0144-82-2121	0144-82-4391
早来町	059-1595	勇払郡早来町大町95番地	01452-2-2511	01452-2-2026
追分町	059-1911	勇払郡追分町本町6丁目54番地	01452-5-2411	01452-5-3203
厚真町	059-1692	勇払郡厚真町京町120番地	01452-7-2321	01452-7-2328
鶴川町	054-8660	勇払郡鶴川町美幸町2丁目88番地	01454-2-2411	01454-2-2711
穂別町	054-0211	勇払郡穂別町字穂別2番地	01454-5-2111	01454-5-3048
日高町	079-2392	沙流郡日高町本町東3丁目299番地の1	01457-6-2001	01457-6-3981
平取町	055-0192	沙流郡平取町本町28番地	01457-2-2221	01457-2-2277
門別町	059-2192	沙流郡門別町字本町210番地の1	01456-2-5131	01456-2-5615
新冠町	059-2492	新冠郡新冠町字北星町3番地の2	01464-7-2111	01464-7-2600
静内町	056-8650	静内郡静内町御幸町3丁目2番50号	01464-3-2111	01464-3-3900
三石町	059-3195	三石郡三石町字本町212番地	01463-3-2111	01463-2-3455
浦河町	057-8511	浦河郡浦河町築地1丁目3番1号	01462-2-2311	01462-2-1240
様似町	058-8501	様似郡様似町大通1丁目21番地	01463-6-2111	01463-6-2662
えりも町	058-0292	幌泉郡えりも町字本町206番地	01466-2-2111	01466-2-3367
音更町	080-0198	河東郡音更町元町2番地	0155-42-2111	0155-42-2117
士幌町	080-1200	河東郡士幌町字士幌225番地	01564-5-2211	01564-5-4304
上士幌町	080-1492	河東郡上士幌町字上士幌東3線238番地	01564-2-2111	01564-2-4637
鹿追町	081-0292	河東郡鹿追町東町1丁目15番地1	01566-6-2311	01566-6-1020
新得町	081-8501	上川郡新得町3条南4丁目26番地	01566-4-5111	01566-4-4013
清水町	089-0192	上川郡清水町南4条2丁目2番地	01566-2-2111	01566-2-5116
芽室町	082-8651	河西郡芽室町東2条2丁目14番地	0155-62-2611	0155-62-4599
中札内村	089-1392	河西郡中札内村大通南2丁目3番地	0155-67-2311	0155-68-3911
更別村	089-1595	河西郡更別村字更別南1線93番地	0155-52-2111	0155-52-2812
忠類村	089-1795	広尾郡忠類村字忠類439番地の1	01558-8-2111	01558-8-2511
大樹町	089-2195	広尾郡大樹町東本通33番地	01558-6-2111	01558-6-2495
広尾町	089-2692	広尾郡広尾町西4条7丁目1番地1	01558-2-2111	01558-2-4933
幕別町	089-0692	中川郡幕別町本町130番地	0155-54-2111	0155-54-3727
池田町	083-8650	中川郡池田町西1条7丁目11番地	01557-2-3111	01557-2-5158
豊頃町	089-5392	中川郡豊頃町茂岩本町125番地	01557-4-2211	01557-4-3750
本別町	089-3392	中川郡本別町北2丁目4番地1	01562-2-2141	01562-2-3237
足寄町	089-3797	足寄郡足寄町北1条4丁目37番地	01562-5-2141	01562-5-2488
陸別町	089-4311	足寄郡陸別町字陸別東1条3丁目1番地	01562-7-2141	01562-7-2797

市町村連絡先一覧表(平成17年10月11日現在)

市町村名	郵便番号	住 所	電 話 番 号	F A X 番 号
浦 幌 町	089-5692	十勝郡浦幌町字桜町15番地6	01557-6-2111	01557-6-2519
釧 路 町	088-0692	釧路郡釧路町別保1丁目1番地	0154-62-2111	0514-62-2713
厚 岸 町	088-1192	厚岸郡厚岸町字真栄町1条2番地1	0153-52-3131	0513-52-3138
浜 中 町	088-1592	厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目35番地1	0153-62-2111	0153-62-2229
標 茶 町	088-2312	川上郡標茶町川上4丁目2番地	01548-5-2111	01548-5-4111
弟 子 屈 町	088-3292	川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号	01548-2-2191	01548-2-2629
鶴 居 村	085-1203	阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地	0154-64-2111	0154-64-2577
白 糠 町	088-0392	白糠郡白糠町西1条南1丁目1番地1	01547-2-2171	01547-2-4659
別 海 町	086-0205	野付郡別海町別海常盤町280番地	01537-5-2111	01537-5-0371
中 標 津 町	086-1197	標津郡中標津町丸山2丁目22番地	01537-3-3111	01537-3-5333
標 津 町	086-1632	標津郡標津町北2条西1丁目1番3号	01538-2-2131	01538-2-3011
羅 白 町	086-1892	目梨郡羅白町栄町100番地83	01538-7-2111	01538-7-2358

[届け出時期\(目次\)に戻る](#)